

## 都道府県において確認すべき事項と県内の状況

確認事項	県内の状況	今後の対応等
従来の学会認定制度において専攻医を養成していた医療機関が、専攻医の受入れを希望する場合は、連携施設となっていること。	連携施設から外れていた医療機関のうち、5 医療機関が令和 2 年度のプログラムから連携施設に追加された。	今後も対象となる医療機関に対し、専攻医受け入れ希望の調査を行い、指導医の確保や制度の理解などの各施設の状況や理由に応じて、連携施設となれるよう施設と調整を行っていく。
内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。	対象となる診療科の全てで複数の基幹施設が有るが、精神科のみ大学病院以外の基幹施設が無い。	精神科については、今後、大学病院以外で基幹施設となることを希望する医療機関があれば検討していく。
次の場合には、研修プログラム制と同等の当該分野全般にわたる症例を経験し専門医育成の教育レベルが保持されることを条件に柔軟な研修カリキュラム制による専門研修を行うなど、柔軟に対応を行うこと。 ・ 出産、育児、介護、留学など、相当の合理的な理由がある場合 ・ 修学資金を貸与した地域枠医師などにおいて必要と考えられる場合	令和 2 年度のプログラムについては今後調査をし、確認を行うが、過去のプログラムにおいては、基本的には出産・育児や地域枠医師などの理由により、カリキュラム制などの柔軟な対応がとられている。	令和 2 年度のプログラムの状況については今後調査を行うが、基本的には、全てのプログラムで柔軟な対応がされると考えられる。
連携施設での研修は原則一か所につき 3 か月未満となっていないこと。	臨床検査のプログラムにおいて連携施設での研修期間で 3 か月未満となっている。	3 か月未満となっているプログラムはやむを得ない理由によるものであり、修正等の要請は行わない。